

○益田市水道料金審議会規程

平成6年8月12日

益田市水道事業管理規程第2号

改正 平成25年1月24日水管規程第2号

平成25年4月9日水管規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、益田市附属機関設置条例(平成25年益田市条例第13号)第3条の規定に基づき、益田市水道料金審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会には会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事に当たり、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、水道部において処理する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年1月24日水管規程第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年4月9日水管規程第3号)

この規程は、公布の日から施行する。